

令和7年度 第3回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	令和7年9月24日（水）午前9時30分から午前11時45分まで
開催場所	白井市役所東庁舎1階会議室101
出席者	吉井会長、岡澤副会長、稲葉委員、竹内委員、大嶋委員、折原委員、増子委員
欠席者	なし
事務局	元田市民活動支援課長、石田市民活動支援係長、渡邊主査補
傍聴者	1名
議題	（1）令和7年度市民参加の実施状況に対する総合的評価（資料1-1、2） （2）総合的評価における担当課ヒアリング（資料2-1、2） （3）市民参加条例の見直しについて（資料3） （4）その他
資料	①資料0 第3回次第 ②資料1-1、2 評価まとめ表 ③資料2-1、2 ヒアリング対象事業 質問及び回答 ④資料3 他市の取り組み事例について

（会議内容）

●1 開会

●2 会長あいさつ

●3 議題

議題（1）令和7年度市民参加の実施状況に対する総合的評価

意見等

○●●委員

事業番号④白井市犯罪被害者等支援条例制定事業について、●●委員から御発言をお願いいたします。

○●●委員

ありがとうございます。

本事業の、よかった点に関しては、LINEを使ってアナウンスされていて、ホームページへのアクセス件数も661件と非常に多かった点が、よい点だと思います。

改善点としましては、本事業に対してというわけではなく、国の法律に対して対応するための条例制定と書いてありましたので、パブリックコメントの募集をしても意見が集まりにくいと思うのですけれども、そういった国の法律に対応するための条例の制定も市民参加をしたほうがよいのかという根本的な部分で、そのあたりを踏まえると意見も集まりづらいので、市民参加をどの程度したほうがいいのか、もしするのであれば、例えばこういったことに御回答くださいといったようなフォーマットがあるといいのではないかと思います。

また、もしフォーマットを作ってパブリックコメントも実施されるということであれば、概要版があると、どのような条例制定を目指されているのかというのが分かっているのではない

かと思いました。

私からは以上です。

○●●委員

●●委員、ありがとうございました。

それでは、●●委員、いかがでしょうか。

○●●委員

今回、●●委員と同様、LINEを使われて公募をしたというところがすごくよかったと思ひまして。ほかのパブリックコメントと比べて閲覧件数が多かったというところがあるので、それは周知という意味では、すごくよかったと思うのです。

この条例に興味のある方は多かったと考えられるのですが、閲覧件数が多かったところの分析などをちゃんとしていただくとよいのかなというところ。どんな方が見ていらっしやったのかということも分かったらいいと思いました。

一方で、パブリックコメントの件数が0件だったというところは、一つ課題というか、意見が出しづらいところがあったのではないかと考えております。

以上です。

○●●委員

ありがとうございました。

それでは、学識先生から御発言ございましたが、委員の方々から追加で何か特に御発言をされたいということがあれば、お願いいたします。

いかがでしょうか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

ありがとうございます。

1点だけ。私、総合コメントのところで、意見提出が0件だったということから、その他の市民参加の手法で、意見の提出があるような方法があったほうがよかったのではないかということを書かせていただきました。

一つには、今回LINEで周知をされたということでございますので、それによつての反響が大きかったということは、他の委員の評価にも書かれていますが、再度提出状況を見て、0件であれば、再度周知をLINEなどでするのか、もし、されていたのであれば、それでも集まらなかったという結果だと思いますが、アクセススペースを見ながら、しかし意見提出が上がってこないというようなところで、随時必要な手段、再度LINEで周知をするとか、そういった取組もあつてもよかったと思つております。

以上でございます。

○●●委員

ありがとうございました。

そのほか、各委員、いかがですか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

パブリックコメントについては、皆さん、おっしゃっているように、アクセス数が661ということで非常に興味があつたのではないかと思います。

ただ、それに対して、コメントが0件ということで、皆さんの意識が高かったのか疑問に感じられました。

あと、せっかく犯罪被害者週間で実施しているのだしたら、先ほど●●委員からも話がありましたが、ほかの手法を使ってもいいのかと。特に私は意見交換会等の開催を、この週間中に、事業としてやったほうがよかったのではないかと思います。

以上です。

○●●委員

その他、各委員、いかがですか。よろしいですか。

どうぞ。

○●●委員

事務局から2点、補足がございます。

●●委員については、後ほど送らせていただきたいのですが、資料の2-1を先ほど差し替えさせていただいたのですが、2-1の●●委員の質問の部分について、その他の質問の一番最後の質問になっていますが、最後に4行を付け加えさせていただいています。課の中でも昨年度に実施したことなので、担当では市民参加ではないのではないのかという判断をしていましたが、今回検討した中で、市民参加だと判断したため、加えさせていただきました。また、このほか白井市自治連合会、警察、市、PTA、小中学校校長、商工会、工業団地により組織される白井市防犯組合と条例制定に向けた意見交換会を実施しています。しかし、これは官制の組織になるので、意見交換と言えるのかどうかは分からないのですが、そういうことも実施していることは、お伝えしておきます。

あと、もう一点、先ほどの概要版の話なのですが、この後ヒアリングがございますが、その際に、どのような資料をお配りしたのかを見ていただきたいと思います。資料を用意していますので、その際にお渡しをさせていただければと思います。

以上です。

○●●委員

ありがとうございました。

それでは、事業番号④は、よろしいですか。

それでは、同じような形で、事業番号⑤路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）制定事業についても同様にお願いいたします。

それでは、先ほど同様に●●委員、お願いします。

○●●委員

ありがとうございます。事業番号⑤の受動喫煙防止の条例制定についての市民参加につきまして、こちらも同様に公式LINEを活用されて広く周知されている点がよかった点だと思います。

こちらについては、パブリックコメントも6件寄せられていて、きちんと寄せられた意見に対して市の考え方も公表されている点がいいと思いました。

実際に6件の意見が寄せられたうち、素案を修正するものは特になかったのですけれども、誠実に対応されているという点がいいと思います。

先ほどの犯罪被害者等支援条例と同様なのですけれども、パブリックコメントの手法として、改善点につきましては、パブリックコメントのみしか実施していない、複数の市民参加の

手法は検討されたのでしょうかという●●委員がおっしゃっていたのと同じ意見がこちらにも該当すると思います。

ただ、先ほどの繰り返しにはなってしまうのですが、この路上等における受動喫煙防止に関する条例も、恐らく国の法律改正に伴う条例制定だと思いますので、実際、国の法律にのっとって制定している条例に対して、素案を修正するような御意見を市民参加という形でどのように吸い上げたらいいのかというのは、難しい気がします。もし、可能であれば、意見をどのように書いたらいいかといったようなフォーマットのようなものがあるといいのではないかと。今回、9月17日までだった事業番号⑥から⑮の中にフォーマットを作成されていた事業があったと思うのですが、そういったものを庁内で共有していただくことができるいいと思いました。

私からは以上です。

○●●委員

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、●●委員、いかがでしょうか。

○●●委員

ありがとうございます。こちらに関してもパブリックコメントのみだったのですが、周知の部分が不十分だったのか、閲覧件数が少なかったというところが上げられたかと思います。募集期間がちょっと短かったというところがあるので、その要因というか、何でパブリックコメントしていないのかにかかわらず、短かったのかというところはあります。

それに関して質問をされていて、その回答に気になるところがありまして、パブリックコメントを採用した理由は、市民参加の代表的な手法であり、多くの市民が参加可能な手法であるためですと書かれているのですが、確かに一般的な理解としてはそうかもしれないのですが、結局、実情を鑑みると、たくさんの人に参加していただいて活性化しているような状況でもない中で、本当に利害関係者の意見を吸い上げるのであれば、パブリックコメント以外の参加手法も検討していただいたほうがいいのではないかと。参加ということに対する基本的な理解をしていただきたいというのをこの回答を読んで感じました。

以上です。

○●●委員

ありがとうございました。

それでは、各委員からいかがでしょうか。追加の部分でということ。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

ありがとうございます。

私、総合コメントのところで、審議会が設置しているのであれば、そこでの報告・協議があればよかったと記載させていただきました。それは、頂いたこの事業の状況調査表の中で、この事業の期間が、令和7年1月16日から同じく令和7年1月31日という16日間でしょうか、パブリックコメントの期間が事業期間と調査票では書かれているのです。

なお、パブリックコメントの審議会への結果報告のところで、パブリックコメント実施後に審議会の開催予定がなかったためというような記載がありました。これは、この事業全体としては審議会があるけれども、たまたまこの期間に予定がなかったと、この調査票から私は理解

をさせていただきまして、このようなコメントをさせていただいたという経緯がございます。

この辺、事業全体として、審議会があって、さらにその審議会でも市民委員が参加しているのかどうか、その辺の状況も分かりませんが、もう少し丁寧な記載があると、より評価がしやすかったという感想を持ちました。

以上でございます。

○●●委員

ありがとうございました。

各委員、いかがでしょうか。ございますか。

よろしいですか。

それでは、今、そういう形で各委員からの御意見、追加といいますか、頂きました。それに関して、事務局で全体から出た意見の確認ということになると思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

それでは、今、板書をさせていただいたものを再度読み上げをさせていただきますので、何か気になる点等ありましたら、御意見を頂ければと思います。

まず、犯罪被害者等の支援条例ですけれども、良かった点として、LINEの使用が良かった、ホームページの閲覧数が661件で非常に多かった点について御意見を頂けていたと思います。併せて、分析等もできると、今後のほかの事業等にもつながっていくというお話を頂いていたかと思います。

改善点といたしましては、国、県等の実施に基づいて実施がされていることを前提として、パブコメが集まりにくかった、0件だったということから、意見が集まりにくいのは仕方のない部分ではあるが、概要版の作成であったり、フォーマット等を使用して、少しでも御意見等が集まるような土壌づくりがあればよかったというお話がありました。

もう一つとしては、その他の市民参加の手法というものの検討があってもよかった。例えば、実施中に意見が集まっていけないのであれば、再度LINEをすとか、犯罪被害者週間みたいなものがあるのであれば、その期間中に意見交換を実施する等の、ほかの市民参加の手法の検討を行えばよかったと御意見がありました。

追加資料ということで課長から、審議会に類するものなのか判断が難しいところではあるのですが、そういったことはやってはいたという報告がありましたが、そういったことがあったらよかったという意見がありました。

何か気になる点とか、追加というのはありますか。大丈夫ですか。

○●●委員

よろしいですか、皆様方。

○事務局

次、受動喫煙防止のほうです。

こちら良かった点といたしましては、LINEの使用でパブコメ実施のお知らせをしていたところが良かったということと、6件を意見として頂き、その考えを公表していた点については、良かった点として挙げられていたという状況です。

改善点といたしましては、パブコメのみの実施ということで、複数の手法の検討がありました。煙草を吸われる方、吸われない方に対しての市民参加ということに対して、手法がパブコ

メのみだった点が改善点として挙げられていました。

併せて、こちらも国にのっとっての実施ということで、フォーマット等があるとよかったのではという意見と、併せて、他の事業でフォーマットが作られているので、そういったものを庁内で共有できればよかったのではという御意見があったと思います。

一つ目の事業と類するものですが、閲覧数が少なかったり、パブコメの期間も少なかった。審議会への報告もされている様子がないということについて、そういった審議会への報告のような姿勢が見られるとよかったという御意見があったと思います。

追加等、ありますでしょうか。よろしいですか。

○●●委員

いかがですか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

事業番号⑥の白井市第6次総合計画策定事業において、ウェブフォーマットサイト、Q u e s t a n t というものを使われているそうなので、そちらを情報共有していただくと、今後パブリックコメントを実施するときにウェブ回答などもできて、意見が集まりやすくなるのではないかと思います。

以上です。

○●●委員

ありがとうございました。

あとは各委員。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

パブコメのところで、複数の手法の検討という話があって、私もそのとおりだと思うのですが、回答書の中に幅広く意見を聴取するために、対象を絞って意見を募る等の方法は検討しておりませんと回答されていますが、勘違いされているのではないかと思います。対象を絞って意見を募るのではなくて、対象をどこにするかが問題であって、最初から絞ってと考えているのは、作成された方の考え方が質問に対する答えになっていないのではないかと思います。ここに書いてあるように、複数の手法も検討したほうが、私はよかったと思いました。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

いずれ担当課の方もおいでになりますから、その辺の意見の交換にはなるかと思います。ありがとうございます。

あと、よろしゅうございますか。

それでは、次にヒアリングに移ります。

議題（2）総合的評価における担当課ヒアリング

事務局説明

○事務局

この後、ヒアリングに入りますが、その前に流れについての御説明をさせていただきたいと

思います。

ヒアリングにつきましては、1事業15分までとしまして、本年度から市民活動支援課から事業の概要を説明いたします。その後、担当課に補足があれば、説明をしていただき、ヒアリングが開始となります。ヒアリングにつきましては、調査票で読み取れない部分や質問事項への回答で不明な点、追加で確認したい点について、御質問を頂きたいと思います。

次の3点につきましては、質問の対象外とさせていただきます。

事業目的の良し悪しに触れる質問、今年度及び今後の市民参加に係る質問、その他の市民参加条例の意図と異なると認められるような質問になります。

時間につきましては、10時15分までとさせていただきます。終了時間が近づきましたら、事務局からアナウンスをさせていただきます。

それでは、一度会長に進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

市民活動支援課ヒアリング

○●●委員

それでは、議題の2総合的評価における担当課ヒアリングになります。よろしくお願いいたします。

担当課の市民活動支援課から、評価対象事業の概要について説明をお願いいたします。

○事務局

その前に、市民活動支援課職員の自己紹介を先にさせていただきます。

○●●委員

お願いいたします。

○市民活動支援課

改めまして、市民活動支援課長の元田と申します。よろしくお願いいたします。

同じく市民活動支援課担当の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○●●委員

よろしくお願いいたします。

○事務局

まずヒアリングの前に、④白井市犯罪被害者等支援条例制定事業の概要についての御説明をさせていただきます。

犯罪の被害に遭われた方やその家族が、再び平穏な日常を営むことができるよう、市内全体で犯罪被害者等への支援に取り組み、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的に制定されました。

実施した市民参加の手法は、パブリックコメントのみとなります。

概要についての説明は、以上となります。担当課のほうで補足事項があれば、説明をお願いいたします。

○市民活動支援課

市民活動支援課の元田です。

先ほどお話をさせていただいたことになりますが、パブコメの実施の際にこちらの概要版があれば良かったという話がありました。パブコメで意見を伺う際に条例案だけだと意見は難しいので、何でこの条例が必要なのかですとか、そのあたりを記載した概要と内容を併せた資料

を作成してパブリックコメントを行いましたので、追加の資料として配付させていただきました。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

それでは次に、ヒアリングに入ります。

事務局からも先ほど御説明がございましたけれども、ヒアリング内容については、担当課から御提出いただいた調査票で読み取れない部分についての御質問、質問事項への回答で不明な点へ追加確認をしたいという、この2点になりますので、お願いいたします。

それでは、御発言のある方について挙手をお願いします。いかがでしょうか。

●●委員、お願いします。

○●●委員

ありがとうございます。今、配付していただいた資料をインターネットで事前に拝見していたのですが、この資料の前は、ウェブページ上には、条例案は公表されていない状態で、この資料だけが公表されていたという理解で正しいですか。

そうすると、新しくできる条例の、支援内容とかはよく分かるのですが、こういった条例なのかは、読み取りにくいというのが個人的な感想です。これを拝読したときに、こういった条例が新しくできるのか、こういった意見を市民の皆さんに求めているのかというのが伝わりやすいと、よりいいと思ったので、質問ではないのですが、ぜひウェブ回答のようなフォーマットを作成していただいて、パブコメを実施していただくことを今後、御検討いただけるとありがたいです。すみません。質問とは違うのですが、これだと条例の内容は読み取りづらかったです。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員、いかがですか。ございますか。

○●●委員

ありがとうございます。今回、犯罪被害者週間の期間を活用して周知されたということで、これだけ通常の何倍以上もの閲覧件数があったというのは、すばらしい気づきだったと思っています。パブリックコメントは、他の事例でも閲覧数でさえ100件いかなかったりするものもあったりするので、こういう周知のイベントと組み合わせるとというのは、一つの成果として挙げられるのではないかと感じております。

今、●●委員もおっしゃられたように、ただアクセスするところがパブリックコメントの条例を見るというところだったのですが、それを見た後に、例えばすぐにコメントであったりとか、この条例に関することだけでなく、皆さん関心がある内容でしたら、市民の声をそこで集めてしまうとか、そういうことがあってもよかったと思いました。

一方で、パブリックコメントのときに、いろいろな幅広い市民の意見を集め過ぎてしまうのは、その後の審議会等が設定されていない中で検討が大変になってしまうとも思いますので、そこは単なるコメントというか、そういう何かがあったらいいというところであって、市民がコメントしやすいようなフォームのようなものがあたらよかったと思いました。

コメントは以上となります。ありがとうございます。

○●●委員

ありがとうございます。

各委員、いかがでしょうか。

いろいろな論議をする中で、気づきというのもございますでしょうから。

○●●委員

1点、質問なのですけれども。

○●●委員

●●委員、どうぞ。

○●●委員

犯罪被害者週間の期間を活用することは、最初から検討されていたのでしょうか。それとも、タイミングが、たまたまパブコメの時期と重なったから、行ったのでしょうか。

○●●委員

いかがですか。どうぞ。

○事務局

御説明します。当初、令和6年度中に条例を検討するという中で、スケジュールを考えたときに、ちょうど犯罪被害者週間が11月末頃にあるわけなのですけれども、議会等の兼ね合いを見て、条例制定はもう少し早く実施できる場所ではあったのですけれども、あえて遅らせてこの時期に合わせました。

○●●委員

ありがとうございました。

○●●委員

ありがとうございました。

各委員、いかがですか。特にございませんか。

●●委員、よろしかったらどうぞ。

○●●委員

ありがとうございます。追加で頂いた資料に、意見交換会を実施されていたと教えていただいたのですけれども、この意見交換会で具体的にどんな内容のことが吸い上げられたのか、御意見としてあったのかということを差し支えない範囲で教えていただけますとありがたいです。

○●●委員

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局

御意見として頂いたというよりは、結果的には、具体的にこういう条例が施行された場合、白井市としてどういうことが行われるのかというイメージを説明して、御納得いただいたという形で、特段御意見とかについてはなく、質疑で収まったというところであります。

具体的なことで言いますと、例えば今回の素案にも上げさせていただいているのですけれども、宿泊費用の助成と書いてあるのですけれども、これは具体的にどれぐらいの期間をイメージしているのかですとか、実際どういう人が対象になるのかですとか、具体的な支援内容について御質疑いただいております。

○●●委員

ありがとうございます。

あと、いかがですか、各委員。よろしいですか。

それでは、ヒアリング内容を受けて、先の話ですけれども、最終的な皆様方からの評価点数や評価コメントの修正を受け付けた上で、最終的な事業評価ということになると思います。

以上をもって、ヒアリングについては終了いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

○事務局

続けて、⑤事業の路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）制定事業のヒアリングに入らせていただいております。

○●●委員

はい。お願いいたします。

健康課ヒアリング

○事務局

では、まずその前に、健康課の職員から自己紹介をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○健康課

それでは、本日はよろしくお願いします。健康課長の竹内と申します。

同じく、健康課健康づくり推進係の戸田と申します。よろしくお願いします。

健康課健康づくり推進係の山中と申します。よろしくお願いします。

○●●委員

よろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございます。

ヒアリングの時間につきましては、15分までとさせていただきますので、10時20分までとさせていただきます。

では、ヒアリングを開始させていただきます。

まず、ヒアリングの前に、⑤路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）の制定事業の概要について説明をさせていただきます。

受動喫煙防止に関しまして、路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）を市議会へ提案するに当たり、市民の意見を伺うものとなります。受動喫煙防止のさらなる推進のため、市民の望まない受動喫煙を未然に防止することを目的として、条例を制定する予定となっております。実施した市民参加の手法は、パブリックコメントのみとなります。概要についての説明は以上となります。

担当課で補足事項があれば、説明をお願いします。

○健康課

それでは、補足をさせていただきます。

この条例につきましては、昨年度、令和7年の3月の議会で上程をさせていただきまして、施行日については、10月1日からとなっております。

市民参加の状況としましては、説明の資料の中にも記載させていただいたとおり、パブリックコメントを2回実施しており、1回が条例だけではなく、分煙施設の関係、設置する場所等も意見として伺い、2回目に、条例に関して意見を頂いたという状況です。

また、補足としまして、資料にも記載してありますが、御質問を頂いた中で回答させていただいておりますように、市民との意見交換であったりとか、附属機関から意見を頂いている状況がございます。

アンケートにつきましては、今年度はやっていないのですが、もともと受動喫煙防止条例の制定を踏まえ、健康部門の計画を策定する際のアンケートの中で、自分が受動喫煙になっているという状況があったかという設問を設定しました。そのアンケート結果で、路上において、受動喫煙の状況があったと答えた方が多かったので、やはり路上における受動喫煙の防止を考えなければいけないだろうということが、わかったという状況がございます。

長くなりましたが、補足としては以上になります。

○●●委員

ありがとうございます。

それでは、事業⑤のヒアリングにいきたいと思います。前回同様の手順なのですが、何度も繰り返しになりますが、調査票で読み取れない部分についてとか、あるいは回答への追加の深掘りの御質問等々についての2点になります。よろしくお願いいたします。

それでは、御発言の方については、よろしくお願いいたします。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

三つ教えてください。まず一つ目なのですが、パブリックコメントは2回実施されたという竹内課長の方から御説明があって、私も検索したときに、令和6年9月25日から令和6年10月10日の期間で、こちらに載っている期間は別のパブリックコメントを実施されているのを拝見したのですが、この1回目のパブリックコメントと2回目のパブリックコメントの位置づけの違いは何かというのが質問の1点目です。

併せて一つ目の質問に加えると、先ほど●●委員からも御指摘があったのですが、この事業自体の期間が、パブリックコメントの実施期間と一致しているのですが、1回目のパブリックコメントも本事業の市民参加の手法として実施された場合、事業の実施期間、調書の1ページの期間も変わってくるのではないかと思いますので、そのあたりを1点目の質問として御教示ください。

○●●委員

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○健康課

それでは、二つ御質問ありましたので、二つ説明をさせていただきます。

まず二つ目、2回あったうちの期間ということなのですが、今回調査票を二つ提出させていただいたかと思うのですが、一つが、令和6年の9月25日から10月10日となります。

○事務局

今回、健康課から2事業を提出していただいていたのですが、今回の市民参加の対象

となるのが、この路上喫煙の防止に関する条例の制定事業となっていて、もう一つのほうは、市民参加の対象外と事務局で判断し、対象外にさせていただきました。関連してやっていたものなので、皆様に資料を出してはいないのですけれども、そういったものがありましたということを今、お伝えさせていただきます。

○健康課

それでは、担当課と事務局で調整し、追加で提出させていただきます。

実際には1回目、9月25日から10月10日に実施したのが、受動喫煙防止についてというタイトルになります。条例だけではなくて、それ以外の分煙施設の関係ですとか、様々なものを対象としており、大枠で聞いている状況がございます。

2回目は、今回、お手元に資料が届いているものが、条例に関してだけ、ピンポイントで条例に関するパブリックコメントを実施したのとなっています。

齟齬があったようですが、担当課としては、1回目の9月に実施したものについても、その条例に絡むものという扱いで考えておりますので、この2回が今回の市民参加に係るものだという認識で対応しているというところが相違点になります。

この2回のパブリックコメントの違いは、先ほどからお話ししているため、関係を御理解いただいているかと思うのですが、9月に実施したものは、項目として三つありまして、一つ目が受動喫煙防止に関する条例の新規制定について、二つ目が重点区域の設定について。そして今回の条例上、重点区域が指定されておりまして、規則上で両駅前を禁煙区域に設定することから、市として分煙施設を設置する考えが当初からあり、三つ目としてその分煙施設についてとなります。

2回目の1月に実施したものは、1回目のパブリックコメント等を踏まえ、条例の素案ができましたので、その素案に対して意見を頂いたものになります。

以上です。

○●●委員

ありがとうございました。いかがですか。

○●●委員

一点目が、質問の回答表の②で、そのほかには自治連合会役員会にて説明し意見を伺いましたと御回答いただいているのですけれども、これは意見交換会としての位置づけなのか、また、こういった意見が上がってきたのかというのが2点目です。

3点目が、先ほど健康部門の計画を策定されるときにアンケートを実施されていて、受動喫煙のアンケートに関しても実施されたということなののですけれども、このアンケート自体は、いつ頃実施されたのかということについて教えてください。

私からは以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○健康課

それでは、まず自治連合会に対する意見の聴取については、3か月に1回程度行っている自治連合会の会議で時間を設けていただきまして、市として今こういうことを考えていて、自治連合会として御意見があるかというのを聴取させていただいた部分がございます。なので、意

見交換会とか、そういった形でやっているのではなくて、通常ある会議の中の一部として御意見を伺ったという形だったので、もともとの資料の中には入れていなかった部分になります。

そこで頂いた意見としましては、最初のパブリックコメントと同じ内容を説明させていただいたので、分煙施設・灰皿については、もっと早く設置してほしいという意見があったりとか、条例につきましては、周辺市町村がほとんど制定されている状況がありましたので、できるだけ早期に対応すべきではないかという御意見を頂きました。

アンケートにつきましては、健康プランという健康課で所管している計画がございます。その計画を策定するために行ったアンケートの一部になるのですが、少し古くて、令和元年に実施をしたものになります。

そのアンケートの中で、路上における受動喫煙の機会の有無についての質問が1問ありまして、受動喫煙があったという回答が31.6%ございました。

○●●委員

ありがとうございました。

その他の手法として、ヒアリングのようなことを実施されているということで理解してよろしいでしょうか。

○健康課

はい。実際には、今まで何をやっていたかというところだと思うのですが、附属機関にも自治連合会と同じような形で、こういったことを今考えているという話で説明をさせていただいて、御意見をいただきましたし、今回パブリックコメントとは別で、市民の方から窓口で、こういった状況でどうなるのかという話等は意見をいただきました。それについては、今回の内容とは別の分煙施設の話で、いろいろと御意見を頂いています。

その分煙施設については、議会等でも場所について御意見を頂いており、これまでの様々な意見を踏まえ、場所の決定については二転三転し皆様には御迷惑をおかけしたかもしれませんが、市民の方の意見をできるだけ反映させたいと考えていたので、何度か変更させていただきました。

窓口も含めて様々なところで市民の方と意見交換を行っています。また、重点区域のところに灰皿等を置いている事業者等もいらっしゃいますので、その事業者にも説明をさせていただいています。その中でいただいた御意見としては、条例についてはできるだけ早くやるべきだという意見が多く、反対の意見はなかったと認識をしております。また、分煙施設の場所の検討については、多くの意見をいただいています。

○事務局

終了時間となりますが、全員から質問が出ていないところもあるので、少しだけ延長させていただいて、他の方の御意見もいただきたいと思います。

○●●委員

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

●●委員、よろしいですか。大丈夫ですか。

ほかの委員の方、いかがですか。

●●委員、いかがでしょうか。

○●●委員

パブコメ 2 段階というのが今回初めてだったので、そこはすごくよかったと思いました。

一方で、先ほど御回答の中であった受動喫煙のリスクを感じた 31.6%の方の分析ということですかね。どういう人が多かったのかということであったりとか、そういう組織の方からの声がきちんと吸い上げられていたのかというところは少し疑問ですので、1 回目のパブコメのときに、そういう人たちにアクセスできるような広報をしていただくとよかったと思いました。

ただ、この 2 段階のパブコメというのは、初めて聞きましたので、予算であったり資源が限られている中では、そういうこともやってよいと思いました。

ありがとうございます。コメントになります。

○●●委員

ありがとうございました。

いかかですか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

ありがとうございます。この質問事項でも書きましたけれども、パブコメだけということで、ほかの手法は検討されませんでしたでしょうかと御質問させていただいて。実際には、回答に書いていただいたように、いろいろな自治連合会での説明であったりとか、それからあと、附属機関である健康づくり審議会での意見を伺ったことがあったということですので、この表で見るとパブコメだけだったので、それだけでいいのですかと我々は意見を申し上げたのですけれども。

このテーマ、路上等における受動喫煙の防止に関する条例について、広く市民の意見を聞くとか、それを反映させるということにおいては、たまたまこのシートではパブコメだけだったけれども、実際にはいろいろなことを考えて、実施したということですか。

○健康課

ありがとうございます。実際、この条例を制定するに当たって、一番気にしていたのは、市民の権利を阻害するものになるというところが大前提としてあります。地域全体、市内全域で受動喫煙が起らないような努力規定があたりですとか、重点区域については、完全に禁煙にしなければならないという部分があったので、市民の方の御意見であたりとか、周知啓発というのは、重点的に考えながら実施をしていたという部分がございます。

やはり条例を制定するに当たって、当然、議会にもいろいろと御意見を頂いているところではあるのですが、全ての意見を受け入れることは難しいとは思っているのですけれども、できる範囲で何とか皆様の御意見を反映させようとした結果が、今回の対応の方法になっていると考えております。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

ありがとうございます。一つだけお聞かせください。頂いた資料の中で、パブリックコメント実施後に審議会の開催予定がなかったという記載がございましたが、この事業に関わる審議

会は、設置をされているかどうか教えてください。

○健康課

審議会については設置しておりません。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

いろいろなところで、ここには見えていないところでの意見を聞いたという話だったのですが、少し気になるのですけれども、幅広く意見を聴取するため、対象を絞って意見を募る等の方法は検討しておりませんと書かれていますが。この対象を絞ってというのは、どういうイメージで書かれたのでしょうか。

ワークショップとか意見交換会、アンケート等、いろいろな手法が市民活動支援課から出ていると思うのですけれども、これは何を考えられて、この手法を採用することになったのか教えていただきたい。

もう一つ追加なのですけれども、自治会連合会役員会にて説明をしましたとおっしゃっていましたが、そのときには、自治会連合会の役員の方には、前もって路上の喫煙に対して、今度こういうことを連合会の会議の席で聞くので意見等がありますかという事前の周知はされていたのかどうか、聞かせていただきたいと思います。

○●●委員

ありがとうございます。

○健康課

まず、1点目の幅広く意見を聴取するため対象を絞ってという部分は、御質問のところに子育て支援の団体などに意見を聞くというような例示がされていた部分がありましたので、そこに対する回答と考えていただければと思います。

自治連合会に関しては、時間的な制約もあって、前もって資料をお渡しをすることはできなかったと記憶しているのですが、その後も、もし意見があれば、受け入れる体制というのは当然しておりましたし、順番としては、その後にパブコメを実施している状況がございますので、様々な意見を聞ける体制にはなっていたと考えております。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

今の答えに対して、子育て云々、市民活動支援課としては、幅広く意見を聴取するということに対して、いろいろ市の職員の方に勉強会等をしていると思うのですけれども、認識としては、こんな認識でよろしいのでしょうか。

○事務局

多分、今の回答と皆さんの捉え方がずれていると思いますので発言いたします。市民団体の

うち、一部の団体だけに聞くということは考えていないという意見だったと思います。今おっしゃったのが、幅広く市民に聞くのであって、一部の団体に対象を絞ってというのは、市民参加の手法ではなくて、聞く相手の団体を一部に絞り、意見交換会等を行うというのは考えていなかったということだと思います。

おそらく、先ほど冒頭に健康課がおっしゃられたように、幅広く市民の喫煙者の権利を阻害するので、吸ってはいけない場所をつくることなので、その団体だけではなくて、市全体の人に対して意見を聞きたいという考えで、書いている内容と捉えられた内容が少し違ったのではと聞いていて思いました。

以上です。

○健康課

あと、補足で、今回そういった若い世代、西白井で小学校の通学路に、該当する部分があったので、どこに喫煙所を置くかというような、条例ではなくて、喫煙所の関係については、市民参加の手法ではないのですが、学校の校長先生やPTAから意見交換はさせていただいています。

これは市民参加の手法ではないと思ったので、御説明はしなかったのですが、そういった部分も含めて、情報収集はしているという状況がございます。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員。

○●●委員

よく分かりました。

○●●委員

ありがとうございます。

それでは、各委員からの御意見については、以上ということなのですが、よろしいですか。

それでは、ヒアリングについては、ここで終了ということでよろしいでしょうか。

事務局にお返ししてよろしいですか。

○事務局

以上でヒアリング終了となりますので、健康課の皆様については、こちらで退席させていただきます。

○●●委員

ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。

以上でヒアリングは終了となりますけれども、本年度から、前回参加していただいた方はお分かりだと思うのですが、感想会というものを行うこととなりましたので、ヒアリングを受けて、評価に対する変化等ございましたら、御発言をお願いいたします。

評価点数に影響するような内容について、皆様で共有していただいて、評価点数の修正に寄

与していただければと思います。

また、ヒアリングを受けまして、評価点数に修正等ある方いらっしゃいましたら、本日修正して提出していただいても構いませんし、一度持ち帰って修正を行いたいということであれば、後日提出をお願いいたします。期限は10月8日までとさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、会長に進行をお返しいたします。会長よろしくお願いいたします。

○●●委員

ありがとうございます。

それでは、ヒアリングは終了いたしまして、事務局からも御案内がございましたけれども、何か評価に対する御意見とか御発言とかございましたら、どうぞお願いいたします。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

点数の修正をさせてください。

まず、事業番号④の白井市犯罪被害者等支援条例制定事業なのですが、表で見たときに、市民参加の方法について5点の点数をつけているのですが、条例の基準にのっとって実施はされていますし、アクセス件数が多かったということも踏まえまして、8点の適切という点数に変更をさせてください。それに伴い一番上の総合評価の点数も修正をお願いいたします。

○事務局

そちらは市民参加の方法を修正することで自動で修正されますので大丈夫です。市民参加の方法の点数を修正するという事で承りました。

○●●委員

ありがとうございます。

では、もう一点、事業番号⑤の路上等における受動喫煙防止に関する条例に関して、2段階のパブコメやヒアリング調査も実施されていて、健康部門の計画策定時に実施したアンケートに基づいて、この条例を設計されているということで、点数を9点に変更させてください。

以上です。よろしくお願いします。

○事務局

市民参加の方法を9点でよろしかったでしょうか。

○●●委員

はい。市民参加の方法を9点に変更で、基準に関しても二つやっているということで7点に変更。水準はそのまま7点でお願いいたします。

○事務局

水準はそのままですね。分かりました。修正いたします。

○●●委員

よろしくお願いします。

○●●委員

ありがとうございました。

皆さん、いかがですか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

私も変更で、二つ目の事業番号⑤で市民参加の方法を6点としているのですけれども、これを8点に変更をお願いします。

○事務局

はい。承知しました。

○●●委員

全体的に、普段の活動として、すごく積極的に意見を取り入れようとしている方がいる一方で、それが市民参加の手法に入るのか入らないのかということで、今回入らない方向でいろいろ書き込まれなかった部分があるということがあったので、それは取組としてはすばらしいのですけれども、グッドプラクティスの蓄積につながらないというところは課題だと思ったので、それを書けるようにしていくアドバイスが必要だと、今回ヒアリングを受けて感じました。以上です。

○●●委員

ありがとうございました。

点数の修正については、後ほどということでもよろしいですものね。この場でなくても。

○事務局

後ほどでも大丈夫です。今、御意見とか頂ければ。

○●●委員

その他、各委員、いかがですか。一種の感想じゃないですけど。何かおっしゃっていただければ。

私も個人的な感想ですけれども、お話伺ってみて、いろいろな手法は取られていたのだなと思いました。ヒアリングがあって、それを知ったということではありました。どうしても文章だと、こっちも見られなかったのですけれども、御説明を受けたら、されているのだと個人的には思いました。

事務局、どうぞ。

○事務局

私もそういう感想を得ました。先ほど●●委員がおっしゃられた内容もそうなのですけれども、実際市民活動支援課もそうだったのですが、該当しないと厳密に捉えている傾向があるので、そのあたりについては、今後、このヒアリングがないと分からないという話になってしまうのも、よくないので、事務局としての聞き取りをもう少し行って、あらかじめ精査を行って、事務局から、内容の詳細を出すようにしたほうが、皆様には分かりやすいと思いますので、そのあたりは今年度から二つの基準でやっていくと分かりづらくなってしまいますので、来年に向けて、取り組んでいきたいと思っております。

また、このあたりについては、答申の中で触れていただくということも、検討してもよいと思いました。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

どうしても、市民参加条例の対象であるというより、むしろ日常活動的な業務の中で、いろいろなことをされており、その成果を盛り込んでいらっしゃるということだったのですけれども

も、説明を受けて思いました。ありがとうございます。

それでは、ヒアリングは以上ということで。

○事務局

両方の事業とも、特に御意見等はよろしいでしょうか。

○●●委員

●●委員、どうぞ。

○●●委員

受動喫煙のほうは、今、一番スピードを高めていかなきゃいけない事業で、その中のアンケートが令和元年で、この事業が令和6年度の事業。意見を集約したという割には、スピード感が足りないと感じました。やはり興味があることなのだと思います。今、どこでもたばこが吸えないし、臭いに敏感になっているし、もう少しほかの事業よりは、皆さん、関心があるのではないかと今も思っています。そのため、市も少し力を上げていただけたらと今日改めて感じました。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

いかがですか。どうぞ。

○事務局

事業の内容になるので、お答えすることは難しいのですが、先ほど健康課長が言っていた内容が全てだと思うのです。市としては、多くの市民は意識として、健康にいいことだから早くやったほうがいいという方が大半だと思います。実際に私もそう思うのですが、市の職員として立ったときに、市民の権利を制限するということに関しては、必要以上に丁寧にやるべきだと思います。

アンケートが反映できなかったことに二つ理由があって、一つはコロナ禍であったため、市民参加がやりづらかったということです。コロナ禍の後になって本格的に動いたというところがあるので、遅くなってしまったのは、一つ原因だと思います。

ただ、皆様が思っている以上に、私権を制限するというのに関しては、市の職員は、かなり厳格に考えているというのが、職員としての感想です。あくまで感想なので、実際そうだったかどうか分からないのですが、職員としては、そういう意識があると思いました。

あくまでも感想で、すみません。失礼します。

○●●委員

ありがとうございます。

いかがですか。

○●●委員

大人がすることなので、モラルの話でもあるので、自分は子供たちのいるところで吸っている人を見ると、よろしくないといつも感じています。その中で、趣味趣向だから、いけないことはないのしょうけれども、市が制限するのが望ましいと思いました。こっちのほうを重点的に考えるべきだと思ったので、意見させていただきました。

○●●委員

ありがとうございます。

私の個人的な感想ですが、私もたばこを吸わないので、とにかくこういう条例については、全く抵抗がないのですよね。しかし、さきほどの話を聞いていても、たばこを吸わない人から見ると、それは当然のことと思うのだけれども、吸う人から見ると、そうは言ってもという意見もあると思います。そこのところは気を付けながら、そういうものを策定していくということなのだろうとは、個人的な意見ですけど思いました。ありがとうございます。

あと、いかがですか。よろしいですか。

それでは、そういう意味では、一つのヒアリングに関してのあれは、終了となります。

あと、事務局から何かありますか。

○事務局

特にありませんので、よろしければ、議題3に進ませていただきたいと思います。

議題（3）市民参加条例の見直しについて

○事務局

資料の説明に入る前に前回会議でご質問のあった内容について、お答えいたします。職員への市民参加研修を条例に記載している自治体があるかについて、千葉市に「啓発、研修等を行うよう努める」、明石市に「市長等は市民参画に対する市民意識を醸成するよう啓発に努める」と条例に記載がありました。

次に、市民参加の手法を二つ以上としている自治体について条例に記載があるか確認しました。流山市に「複数の方法により行わなければなりません。」、坂戸市に「2以上の方法により行うものとする。」、岩倉市に「複数の方法により行うよう努める」と条例に記載がありました。全体としては、「適切な方法」、「1以上の方法」が多くみられました。

続きまして、資料3をご覧ください。

はじめに、1 SNS活用の制度化になります。こちらは、先日インターンの学生に調べていただいた内容になります。

まず、①導入するメリットをご覧ください。

若者の目に留まりやすい、身近で分かりやすい、地域への関心の向上、財源の考慮が少ないというメリットが期待されます。その根拠として、白井市の令和6年度の住民意識調査によると、「市のデジタル化の取り組みとして特に力を入れてほしい」こととして、18歳から29歳の若年層は「LINEなどを活用した情報発信・情報提供」が約4割を占めていることが確認できました。若者の市民参加を進めるうえで、ワークショップなどの開催の情報を若者の目に留まりやすいSNSで周知することは重要であると思われます。

次に、②事例をご覧ください。

積極的にSNSを活用している自治体の事例として、神奈川県のア野市が挙げられます。インスタグラムを使って、ワークショップの事前周知や開催後にその様子を投稿しています。

また、LINEでは、北海道の伊達市、千葉県の上戸市、東京都の八王子市などでワークショップ情報を発信しています。こちらは白井市でも事例がありました。SNSを活用した審議会の配信の事例では、千葉県八千代市のYouTubeにおけるライブ配信が挙げられます。視聴定員の制限はなく、パソコンやスマートフォンから視聴することができます。

○●●委員

●●委員、どうぞ。

○●●委員

御説明ありがとうございました。ここで例えば秦野市がInstagramでとか、いろいろな例があるのですけれども、なぜその自治体に取り組んでいるのかというところ。例えば年齢構成が違ふとか、ここのエリアは普通のサラリーマンが多いとか、農業が多いとか、そういう差があるかないか分からないのですけれども、それがあると、白井市が近い自治体であると確認できるので、効果があると思います。もちろん他の都道府県の市でやっているいい取組は、進めたほうがいいと思うのですけれども、その辺の情報があると、白井市に効果がありそうだというのが分かるのではないかと思います。

○事務局

ありがとうございます。次回以降に反映させていただきたいと思います。

○●●委員

あと、ほかにいかがでしょうか。

○●●委員

よくのぼり旗で、市民の方がメダル等を取りましたという掲示があると思います。今回の世界陸上で白井市出身の守祐陽選手が出場しました。そういうことは、横断幕で出すよりも、ホームページに大きく出したほうが、若い人たちの目に留まりやすいと思います。駅や市役所にのぼり旗で掲示しても、そこを通る人にしか分からないので、今一番旬な出来事だと思うことは、SNSが有効だと思います。特に白井市出身の選手なので、始まる前に分かればよりよいのですけれども、今回終わってからの掲示でしたけれども、これからもそういった選手が出てくると思うので、そういう情報は、PTAの方や市役所に連絡が入ると思うので、そういった手法を利用したほうがよいと思います。

○事務局

ありがとうございます。

○●●委員

ありがとうございました。

あと、いかがでしょうか。皆さん方。

SNS活用の制度化ということに関してということになると思いますけれども。

取りあえず、よろしいでしょうか。

○事務局

では、続きまして、2番のオンライン審議会の説明に入りたいと思います。

(1) 審議会等をオンラインで開催というところを御覧ください。オンライン審議会の開催につきましては、Zoomですとか、Google Meetなどを使ったウェブ会議によって審議会を行うことになります。

まず、①の導入するメリットについてですが、導入することで、いつでもどこでも参加できるようになるということ。これまでは参加しにくかった方が参加できるようになることで、固定化を避けたりですとか、性別、年齢を問わず参加しやすくなるような効果が期待できます。

次に、②の事例についてになります。

ほかの自治体の事例といたしまして、福島県の耶麻郡磐梯町の事例が挙げられます。磐梯町でデジタル変革会議というものを行っておりまして、町民の視点に立ったデジタル技術の活用

を推進するために設置され、完全オンラインで開催できるメリットを生かして、場所の制限なしに、全国各地の有識者の方ですとか、実践者の知見を集めながらデジタル変革を進めているそうです。2020年から始まっておりまして、現在に至るまで18回の会議が開催されていますが、女性の審議会の参加率が高くなったという効果が会議録で確認ができました。参加の半分以上の方が女性の参加であったということが言及されておりました。

続きまして、(2)のオンライン傍聴の明文化についてなのですが、まず①の導入するメリットについてですが、第一に、オンライン視聴の運用の安定性の向上があります。オンラインの傍聴の条文を明記することで、視聴の選定方法ですとか、人数、視聴する上での著作権や録画、録音の禁止、スクリーンショットの禁止などの守るべきルール等を定めることで、継続的な制度として、安定的に運用できる効果が期待されるという点があります。

第二に、市民に平等に保障されることとなります。場所や時間にとらわれず、遠隔地にお住まいの方ですとか、育児や介護、就労等の事情で会場へ足を運ぶことが難しい方々に対しても、等しく審議の機会を提供する基盤が整えます。アクセス支援の手順や接続環境の整備ですとか、障害をお持ちの方への配慮を規定に位置づけることで、誰もが同じ情報にアクセスできる市民サービスの実現を進めることができると期待されます。透明性と説明責任の観点からも、傍聴の閲覧履歴や視聴状況の適正な取扱いを明文化することで、公平性を確保することが可能となると期待されます。

最後に、視聴する上で遵守すべきことが明確になります。視聴中の行為や規範ですとか、録音、撮影、転載の可否、私的利用と公的記録の取扱い、プライバシーの保護、著作権の扱い、発言者への妨害行為の禁止等を視聴者が遵守すべき事項を事前に規定することで、混乱や紛争を未然に防いで、審議の円滑さと市民の信頼の向上につながると期待されます。

これらのルールを明文化することによって、視聴者の方のマナーの向上ですとか、オンライン環境における秩序ある視聴体験の確保にもつながると期待されています。

次に、②の事例について御説明します。

まず、前回会議でお伝えした神奈川県の大和市なのですが、こちら大和市市民参加推進条例施行規則での第10条で、申込み方法や申込み期限について、写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止について、必要があれば、会議の長が退席を命ずることができるということについて定められています。

残り二つは、こちらも市民参加条例と同じ類いのものがたくさんあるのですが、そういった条例ではない別の規定で定められておりました。

まず、神奈川県横須賀市なのですが、こちら審議会等の設置及び運営に関する要綱というもので定められておりました。横須賀市の要綱では、第9条の2で、委員全員の同意を条件に審議会をオンライン視聴できること。オンライン視聴の実施における技術上の必要があるときは、氏名及び連絡先を収集できること。視聴者の定数や定数を超えて視聴希望があった場合には、その選定方法や遵守事項についてのルールを定めていました。

これについては、1枚めくっていただくと、2、オンライン視聴と書いてあるページがあると思うのですが、こちらに今の大和市と神奈川県横須賀市と、これから御説明いたします中郡二宮町というところなのですが、その要綱に具体的にオンライン傍聴や傍聴手続きに関して、こういう条例や条項がありましたと記載をさせていただきましたので、御確認をいただければと思います。

次に、神奈川県の中郡二宮町について、御説明いたします。

中郡二宮町では、二宮町附属機関等が開催する会議の公開に関する要綱にて、第5条で、傍聴者はカメラ、マイクを使えないこと、定員数事前申込み制で、IDとパスワードを受け取り、資料もオンラインで提供される仕組みであることが明記されています。加えて、担当の課長は、オンライン傍聴者の遵守事項を傍聴者に送信することを努力義務としています。視聴者は、名前を明示することやURL、IDの共有の禁止、録音や録画、スクリーンショットの禁止等を定めています。

以上で、2、オンライン審議会についての御説明を終わりといたします。何かありましたらよろしくお願いします。

○事務局

すみません。1点だけ補足をさせていただきます。

こちらについては、オンラインの会議をやらないということではなくて、明文化をどうするかという部分です。今、実際にオンラインで参加されている委員もいらっしゃいますし、以前、コロナ禍の時期は、全員がオンラインでやっている会議などもありました。そのため、オンラインをもうやらないという話ではなくて、どういう形で明文化していくかというのが中心になっていくと思います。具体的には、先ほど事務局からお話をさせていただきましたが、市民参加条例に基づくもので決定をしていくのか、それとも、もう少し幅広に附属機関の会議の公開の中でやっていくのか、そのあたりをどういう方向で行っていくかというのを今後考えていくということになってくると思います。

例えば、白井市の場合についても、今日は、傍聴を認めておりますけれども、傍聴の規定については、会議の公開に関するものがあって、それに基づいてやっているのです。

そういう形で広くやっていくという形なのか、それとも、こういう市民参加の会議などをやるときには、条例の中で位置づけて、附属機関の中で決めていくのか、条例には記載しないのかという部分も含めて、そのあたりを今後検討していただくということになると思います。

○●●委員

ありがとうございます。

何か御質問等々ございますか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

オンラインの審議会ということなのですが、私は二つに分ける必要があるのではないかと思います。事務局の話聞いていると、この会議もそうですけれども、会議をオンラインでやるというのが一つ。それを傍聴、視聴することをオンライン化するという点が混在しています。一つはやらないけど、オンラインで傍聴できるようにするとか、両方ともオンラインで行うという側面で考えるべきではないかと思いました。

○●●委員

ありがとうございます。

私も実は●●委員と同じような流れの中で考えたのですが、オンライン審議会って、オンラインだけの審議会なのか、オンラインでも参加できるし会議室で行うこともできる。考え方として、オンライン審議会と言った場合に、オンラインだけの審議会という考え方を取っ

ているのか、オンラインも併用できるという考え方としては、どういうふうに考えたらいいかと思っているのですけれども。

○事務局

まず、先ほどの例で言いますと、福島県の磐梯町で行われていたものは、完全オンラインで審議会が開かれているものでした。基本的には、オンラインで審議会をやっているからといって、オンラインだけじゃないと審議会に参加できないようにしなければいけないとしてしまうと、会議によっては、この会議はオンラインじゃないと参加できない人しかいないので、オンラインでやるというのはよいと思うのですけれども、基本的には今やっているような形式といえますか、オンラインの方もいるし、現地に来て参加していただく方も、両方選べるような形にするのがよいと、私としては考えているところが、まずあります。

あと、もう一個の傍聴をオンライン化するということだったのですけれども、混在してしまって申し訳なかったのですが、こちら(2)のほうのオンライン傍聴の明文化というところで、委員の方は、すでにウェブで参加していただいているのですけれども、傍聴の方は、今までずっと現地に来ていただく方法でしかできなかったという部分がありました。ただ、そうすると、傍聴に参加する方が、どうしても当日に來れない方もいらっしゃると思いますので、もしオンライン傍聴を、できるようにしたほうが、市民参加としてよりよいのではないかということであれば、こういった文言を白井市の条例にも入れていったほうがよいのかということもありますので、それについて御意見頂きたいと思っていますところです。よろしくお願いします。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員。

○●●委員

そのとおりで、今の状態がいいと思います。どちらかではなくて、ここに来られない人はオンラインで参加する。傍聴する方は、オンラインでも傍聴することができるという仕組みのほうが、私は、誰でも参加しやすく、いいのではないかと思います。

ただ、そうなったときには、いろいろ取決めごとをしておかないと、また大変なことになるかもしれませんしということは配慮する必要があると思いました。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

今の●●委員の考え方とも関連するのですが、今回導入するメリットということで、幾つか項目を列記していただいておりますが、導入した場合のデメリットというところも明らかにしていただいた上で、例えば傍聴の明文化のところでは、視聴する上での遵守すべきことを明確になるというようなことが書いてございますが、もちろん、そういうデメリットを解消するために、いろいろな規定を設けるというお話かとは思いますが、こういう部分はいいよというメリットと、それと並行して、導入した場合に、デメリットは何なのかというところをきちっと明記した上で、それを避けるためにどういう手法が必要なのかというような、そういうような段階を経るべきなんじゃないかと感じました。

○●●委員

ありがとうございます。
その辺、いかがですか。

○事務局

ありがとうございます。そのとおりだと思いますので、デメリットについても今後は調べまして、それについて、どういうふうに対応しているかというところも先行事例がありますので、問い合わせ等を行い調べたいと思います。

○●●委員

あと、いかがですか。
●●委員、どうぞ。

○●●委員

ありがとうございます。まず、先ほどもあったのですけれども、この条例に入れるのか、それとも、もう少し幅広くということだったのですけれども、幅広く、ほかの審議会でも同じように適用できるような形にするのがいいと思ったのと、条例にしまうと、かなり修正といえますか、いろいろ課題も多いものだと思うので、要綱であつたりとか指針のような形で、柔軟に運用ができる形がいいと思いました。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。
あとはいかがですか。

今、●●委員がおっしゃった柔軟にというのは大事ですね。

○●●委員

神奈川で多いというのが、すごく面白いというか。神奈川県って、自治基本条例がほとんどの自治体で制定されている県なのですよ。和歌山県なんかは本当にほぼゼロぐらいの感じなのですけれども、そういうところでこういうオンラインという最新というか、最近、やっていかなければいけないというところがいろいろと議論されて、規則化されているというところが面白いと思いましたし、もし、やるのであれば、いろいろ課題がある中で検討できるような形がいいと思いました。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

○事務局

ありがとうございます。

要綱で柔軟にというお話がありましたが、確かに神奈川県は、両方とも要綱で記載してまして、条例では、特にオンライン傍聴について明文はされていなかったもので、恐らくそういった柔軟に対応したいということがあって、あえて要綱で定めているということもあると思いますので、御参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○●●委員

ありがとうございます。
いかがでしょうか。特にございませんか。

○事務局

3番の市民政策提案手続きに入らせていただきます。

市民政策提案手続きについてなのですが、まず、市民が一定の条件を満たすことで、市に対して、政策や制度の改善・新設を提案できる制度となります。

まず、①の導入するメリットですが、第一に、地域課題の解決と市の活性化を促進する点が挙げられます。地域の道路状況や環境対策など、行政の職員だけでは気づくことが困難な課題を含んでおり、提案されることで、地域の実情に即した現実的な政策が生まれ、結果として、地域経済の活性化やサービスの質の向上につながる可能性がございます。

また、第二に、市政に参加しやすく、市に対する関心や意識が高まる点が期待できます。自分たちの提案が直接議論の対象となることで、自分たちの意見が市政を動かしているという実感が得られること。これが市政への信頼感を高めると同時に、傍観者としてではなくて、主体的な担い手として地域に関わる契機となることが期待できます。

第三に、幅広いニーズに応える政策の実現可能性を高められる点です。市民からの提案は、年齢層や職業、家族構成、多文化共生など、多様な立場や経験に基づく視点を反映できます。子育て支援、教育改革、高齢者福祉、災害時の対応など、様々な分野のニーズを横断的に拾い上げられることによって、より公平で包摂的な政策設計が期待できます。

第四に、行政の透明性の向上についてです。提案の受理ですとか審査結果、今後の方針については、必ず公表されることとなっておりますので、市民は提案の経過を追うことができます。政策決定の透明性が高まるため、信頼関係の構築にも寄与できると思います。透明性の確保は、行政の説明責任の強化につながることも期待できます。

続きまして、事例について御説明します。

②事例と書いてあるところを御覧ください。

埼玉県春日部市ですが、こちら、春日部市市民参加推進条例の第14条で市民政策提案手続きが明記されております。この制度につきましては、市民5人以上の連署をもって代表者を選び、その代表者が市の機関に対して提案を行うことができる制度となります。提案には、現状の課題や政策の内容ですとか、その政策によって予想される効果などを具体的に記載することが求められております。

こちら、1枚めくっていただいて、オンライン視聴の裏側に「市民政策提案手続」と左上に書いてあるページがあるのですが、こちらに今の埼玉県春日部市と、これから説明いたします北海道の北広島市と埼玉県和光市についての条例で、今の市民政策提案に係る部分を抜き出したものを記載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

続きまして、北海道北広島市の説明に移らせていただきます。

北広島市の市民参加条例につきましては、こちらは市民10人以上の署名によって、代表者の方から政策提案を行うことが可能となっている制度となります。提案が提出された場合、市は90日以内に検討結果を回答、公表することが義務づけられております。

最後になりますが、三つ目、一番下にあります埼玉県和光市です。和光市市民参加条例にて、こちらは年齢の制限というものがございます。年齢満18歳以上の市内に住所を有する者が、こちらは10人以上の連署をもって、代表者から機関に対して対象事項について行うことができます。市の機関が政策等の提案を求めようとするときは、提案を求める政策等の目的、提案できるものの範囲、提案の方法、その他提案に必要な事項を広報するものとして規定しており

ます。市の機関は、提案のあった政策等について、総合的かつ多面的に検討し、検討結果及びその理由を提案した者に通知し、原則として公表するものと規定されています。

以上で3番の市民政策提案手続きについての説明を終わりとなります。何か御意見ありましたら、よろしくお願いします。

○●●委員

ありがとうございました。

○●●委員

実際に導入というか、条例があるところで、この提案というのは、行われているものなのですか。

○●●委員

実績となりますか。

○事務局

すみません。実績が多いかについては、確認できていない状態でして、次回会議以降に、お調べさせていただいて御回答できればと思います。

○●●委員

分かりました。

何で聞いているかという、いろいろな市民の方々の意見を政策の提案という、ちゃんとした形で受けられるという窓口を設けますよという意思表示だとすると、それはすごい大事なことだと思うのですけれども。一方で、住民の5人の連署でいろいろな意見が来てしまっても、職員の事務量が増加しすぎてしまい大変だと思っていて、実績について知りたかったということでございます。

○●●委員

どうぞ。

○事務局

ありがとうございます。

今回たまたま事例として出したこの三つのうち、北海道の北広島と埼玉県のと光市というのは、白井市と市民参加条例をつくった時期が大体同じような時期なのです。以前聞いたお話だと、当時はあまりなかったという話は聞いています。今はどうか分からないのですけれども、なぜつくったのかという話をしたときに、おそらく、お考えのとおりだと思うのですけれども、いわゆる署名活動と呼ばれるものです。署名活動については、地方自治法上は直接請求という形になりますので、非常に対象が絞られている。議会の解散であったり、長のリコールであったりとか、地方自治法上はかなり絞られているのに対して、幅広にこのあたりについては、もう少し市としての応答性を高めていこうという部分でつくられているというようなことを聞いていました。

ただ、一方で、そこを全くの自由にしてしまうと、何でも反対等の意見が提出できてしまう。しかも5人、10人という集まりやすい人数なので、そこをフリーハンドにしてしまうと課題があるので、その辺については、当然、対案を出して、政策提案という形にしたほうが良いという話があって、それがつくられたものだったと、当時担当だったときに記憶をしていました。

なかなか市民が市を変えたいという気持ちがあったときに、手法としては、署名という活動があるのですけれども、署名については、法律上担保されている部分というのはほぼなくて、

市民であることの条件であったり、自署であったりという要件が厳密なので、市民が思う部分との乖離を埋めたいというところで工夫をしていくというものだったと思います。

今後、白井市が実施するときには、そのあたりも少し考えていかないと、お互いに生産性のない出し合いになってはいけないと思います。市民と市の間を埋めていくというのがこういう制度だと思っていますので、その辺は工夫して考えていきたいと思っています。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

一つ、思ったことがあるのですけれども、各市さんで各市民の提案があった場合に、市としては受け付ける専門の窓口はあるのですか。それとも、該当するセクションごとに対応するのでしょうか。一般的にはどういうことなのですか。

○事務局

二つあると思うのですけれども、特定の課が窓口になって一回受けて、担当課につないでいくというパターンと、市民政策提案手続きに関してはそういう制度として、年に1、2回とか、政策提案をしてくださいというものです。市のやっていることに対して、反対という話の政策提案ではなくて、私たちがこういうふうにできるという形で、そういう制度をもって政策提案会のようなものをやって、それについては実施するとか、実施しないという形で、事業としてやっているという場合と、二通りあると思っています。

○●●委員

そうすると、その場合は、その受付箇所というのは、市長直属の組織か何かなのですか。

○事務局

市町村にもよりますけれども、市民活動支援課のようなところが一度窓口となって受けるという形が一般的だと思います。そうしないと、担当課にいきなり意見が来ても、何の話だか分からないので、担当課が行っていることが多いとは聞いています。

ただ、制度上では、市民参加条例に基づき、担当課に直接持っていくことも、可能だとは思いますが、間に入ったほうがマイルドになると思います。ボタンのかけ違いが出てくるのが一番よくないと思っていますので、そういう工夫をしているところが多いのではないかと考えています。

○●●委員

ありがとうございます。白井市においては、それが市民活動支援課ということにもなりますか。

○事務局

現時点では分かりません。後段の事業をやっているところが多いのです。政策提案の事業をつくってくださいという形になるので、行った場合は、確実に市民活動支援課だと思いますけれども、先ほどのものについては、例えば白井市では秘書課になりますが、いわゆる広聴と呼ばれるところが窓口になっている場合もあると思います。

○●●委員

ありがとうございます。分かりました。

皆さん、いかがですか。取りあえず、大丈夫ですか。

●●委員、大丈夫ですか。

○●●委員

大丈夫ですかね。こういう政策ではないのですけれども、事業提案は数が結構少なくなってきたり、提案する人がマンネリ化してしまうという傾向があるとは伺っていますので、そこら辺も調査、実際に市民政策の提案がきちんと出続けているのか、それを活性化するような取組が並行して行われているのかということを見ていただくといいと思いました。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

そういうことで、取りあえず、よろしいですか。皆さん、一とおりの御発言いただいたのですけれども。

○事務局

4番の市民会議の説明に入らせていただきます。

実施の仕方につきましては、自治体ごとに差異があるのですけれども、一般的には、最初のページの裏面です。3市の取組事例について、資料3の1ページ目の裏面になります、一般的には、市が市民だけを対象に、特定の議題について話し合うような会議を設置して、その中で選出された市民の方が参加する形を取ります。選出方法は、無作為抽出を基本としていまして、年代や性別、居住地域などの要素が偏らないように配慮をすることで、選出の透明性と公平性は、会議の信頼性を高めて、多様な視点が反映されるよう工夫をしているところです。

まず、①の導入するメリットなのですが、住民主導の課題解決を模索する場の提供になることと、多様な参加者が参加できることと、住民の意見をまとめ、直接行政に提言できることが期待されます。

具体例としまして、②の事例のところを見ていただきたいのですが、気候市民会議というのが、つくば市や世田谷区で開かれております。つくば市については、実行委員会というものを組織していまして、その組織が運営をしている方式です。実行委員会が、会議の開催、計画、運営を行っているのが特徴となります。

ただ、一方、環境市民会議というものがあるのですけれども、こちら八王子市や小金井市がやっているところではあるのですが、八王子市の例を申し上げますと、学校区ごとに設置する方式をとっておりまして、地域の子供たちを含む幅広い世代が参加しやすい環境というのを整えているということです。活動内容は多岐にわたりまして、基本的には環境問題を題材とする場合が多く見られました。気候変動の専門家の方を招いて講演を行ったりですとか、ワークショップのように付箋などを用いて、ホワイトボードに貼り出していくようなやり方も併用するような形でやっているケースも見られました。

あと、こちらが八王子市の例になるのですけれども、フィールドワークとして清掃活動をしたりですとか、緑地保全を行っているようなケースも見受けられました。

総括いたしますと、市民が主体となって地域の課題解決やまちづくりについて議論し、行政政策提言を行う組織となります。審議会やワークショップ、フィールドワークといった実施形式の自由度が高く、必要に応じて専門家の方の知見を取り込むことも可能となるものとなっております。

以上で、全ての議題3の会議の説明を終わりにします。

市民会議につきましても、先ほどのオンライン傍聴から1ページめくっていただいたところ

に、四街道市だけ市民会議の参加条例に記載がありまして、つくば市とか八王子市では、市民会議についての明文は見受けられませんでしたのが、四街道市だけ条例に明文化されていたので、それを載せているというような形になります。

事務局からの説明は以上となります。

○●●委員

ありがとうございました。

それでは、それについて各委員、いかがですか。質問とか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

条例の見直しの話合いだと、市民会議という手法を市民参加の手法として導入したいという方向での御報告ですか。それとも、ほかの自治体では、こういう取組もありますよという御紹介ですか。

○事務局

あくまで、こういうものがありましたというご紹介となります。前回の会議で、市民参加会議というのは、どういうものなのですかという御質問や、市民政策提案手続きというのは、具体的にどういうことをやっているものなのかという御質問がありましたので、よいということであれば、導入を検討する必要もあると思うのですけれども、絶対に入りたいですという意味ではなくて、あくまで詳しい内容を調べてほしいということだったので、今回、調べさせていただいて御報告しているという形になります。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。簡単に検索をかけたら、結構、既存の仕組みとの整合性をどのように取るのかですとか、制度の政治的不安定性ですとか、提案内容の質、実現可能性、行政コストの負担増大などのデメリットが多いような研究調査の論文が、特に市民政策提案手続きと市民会議に関しては多そうで、もし条例を前提に検討されるようでしたら、少し慎重になったほうがいいという印象を受けております。

もう既に議論が終わってはいるのですけれども、1番のSNS活用の制度化やオンライン審議会に関しても、もちろん迅速性ですとか、情報の透明性といったメリットはあると書いてあるのですけれども、方針整備、公式SNSポリシーの策定ですとか、人材と研修、専任チームの配置ですとか、誤情報対策をするためのモニタリング体制、ファクトチェックの連携先ですとか、条例に入れると、●●委員が既に指摘されていることではあるのですけれども、結構大変そうという印象で、●●委員がおっしゃっていたように、柔軟にやる方向で進めていけると、いいと思いました。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

○事務局

おっしゃるとおりだと思いますので、そのあたりは検討していきたいと思います。

今回、先ほど事務局から申しましたとおり、インターンシップの学生が、こういう事例が他

自治体であるので、白井市も導入を検討してはということで、報告がありました。市長もこの中で良い取り組みがあれば、検討するようにとおっしゃっていたので、会議に提出させていただきました。まだ確定ではなくて、こういう手法がありますという提案となりますので、皆様と学びながら、市民参加推進会議で今後どういう方向性で調べていくかというところで、お示しした次第です。

最後の市民会議の部分について、少し言及させていただきますと、市民会議は先ほどおっしゃられたように、いろいろなものがあります。地域住民や市民が主体的に集まるという方式を取っていくと、主体的に集まってくるので、市との政策実現の段階でトラブルというか、乖離が大きくなってしまう部分というのは、あると思っています。

一方で、市がある程度音頭を取って、市民会議をつくっていくという場合があります。先ほど委員からもお話ありました自治基本条例の策定などをするときには、皆さんと広く話をしていきたいと思いますということで、市で枠組みをつくって、幅広く市民に、審議会というよりも、もう少しざくばらんに皆様にワークショップを重ねていくという形になりますが、ワークショップと審議会などで一体として考えていこうというのがございます。

それも名称が難しくて、白井市の場合は、市民参加条例をつくるときに、その手法を用いまして、１００人会議という名称で行いました。

この話は、先日もお話ししましたが、今説明した内容や白井市とは全く異なる方式期の１００人カイギという手法が幅広く全国で行われています。その場合、１００人は数字の１００に人で、会議は片仮名で書いているのですけれども。

それはどういうものかという、地域の１００人の人が話をして、その地域について勉強しようというもので、民間でやっている取組になっています。例えばＰＴＡ会長ですとか地域の人が話したりするので、１００人が集まると、その会議は終了というような形で、皆さんで勉強をしようという形の会議になっています。これを市の政策の中に生かしていくというのは、全く考えていないものなので、そのあたりをどうするかというのは、少し分けて考えないといけないと私も思っていますので、そういう形で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○●●委員

ありがとうございます。

これ、今ここで議論されているといいますか、上がっていることは、全て市民参加条例に基づいた一つの組織というのが前提ですね。

○事務局

検討するときには、今は手法を出していますし、市民参加条例に位置づけているところもありますというだけなので、そこを位置づける。先ほど言った片仮名の１００人カイギは、検討する必要はないと思います。この制度でやるものではないので。市政に生かしていくことが市民参加条例の目的になっていますので、そのような形でやるというのを今後どうするかというところで、分けて考えたほうがよいという御提案を先ほどいただいたものだと思います。

○●●委員

ありがとうございます。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

市民会議のところに關してなのですけれども、基本、市民會議って、単発のものなので、恐らく市民會議に位置づけられているものではないと思うのです。

ただ、条例に位置づけられた市民會議という中で、無作為で選ばれた人たちに対しての報酬であったりとか、そういうのを活用してやられていたので、無作為ということは書かれていなかったりすると思うのです。

なので、単発でやられるものは、すごく柔軟にやっていけばいいと思うのですけれども、継続されて既に実績がある、例えば白井市では、無作為の委員の活用というのが、ほとんどの審議会で今、活用されているので、それはこれからも途絶えることがないと思うので、そういうのを条例に入れていくとか。去年の段階では、それは入れない方向性ですというお話をされていたかと思うのですけれども、個人的には、それは入れてもいいものなのではないかと考えていて、市民會議という枠になるかは分からないのですけれども、無作為の手法みたいなものを入れてもいいと思いました。それを審議会で活用していくような方向性で決めていかれるといいと思いました。

なので、先ほどの市民政策提案もそうなのですけれども、継続性が危ぶまれるというか、まだ分からないものに関しては、慎重になったほうがいいとは思いますが、既に実績があるものについては、条例に入れ込んでいく方向がいいと考えております。

以上です。

○●●委員

ありがとうございました。

どうぞ。

○事務局

今ので大変いい御意見頂いたと思っております、今後、無作為抽出という話も出ましたけれども、うちの無作為抽出制度も入れるかというところも、改めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○●●委員

ありがとうございました。

特にございませんか。

ということで、取りあえず、他市の取組事例についてというところは、クリアということでございますね。

議題（４） その他

第４回會議と第５回會議の日程調整